

財源不足に対する町の考え方

町では、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税の税率を引き上げ、貴重な財源として活用させていただいておりますが、これまでの行財政改革に関する取組内容、財政の現状と逼迫要因、これらを踏まえた行財政改革の今後の取組みと財源不足額への対応策をまとめました。

目次	ページ
1 これまでの行財政改革に関する取組みについて	2, 3
2 財政の現状（財政の逼迫要因）	4, 5
3 今後の行財政改革の取組みについて	6, 7
4 中長期財政見通しと財源不足額について	8, 9
5 財源不足に対する町の考え方	10~14

● 財源不足に対する町の考え方のポイント

- ・新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、さらに行財政改革を進めても、中期（平成 31〔2019〕～35〔2023〕年度）の財源不足は、年平均約 5 億円が見込まれ、今後も財源不足への対応が必要であると考えています。
- ・この状況を踏まえて、都市計画税や町民税など各税目について改めて検討した結果、財源不足に対する対応策としては、『固定資産税の超過課税の実施（継続）』が最も望ましいと考えています。
- ・長期（平成 36〔2024〕年度以降）には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税の継続だけではなく、新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要であると考えています。

1 これまでの行財政改革に関する取組みについて

(1) 行財政改革の主な取組結果

固定資産税の超過課税の実施にあたっては、聖域としてきた消防職員の削減などこれまでの行政改革の取組み以上の内容とした行財政改革アクションプランを策定し、さらなる歳入確保・歳出削減に取り組むとともに、「行財政運営を考える町民会議」や「町の経済と財政を考える集い」を開催するなど新たな取組みも行ってきました。

【図表1】行財政改革の取組結果

No.	年月	項目	備考
1	H27.9	行財政改革アクションプランの策定	
2	H27.12	議員 特別職 一般職 期末手当削減、 28年度は報酬月額10%削減を実施 期末手当削減、 28年度は給与月額10%削減を実施 28年1月の定期昇給見送り、 28年度は管理職手当10%削減を実施	※議員、特別職の期末手当削減は、継続して実施 ※一般職定期昇給見送りの効果は翌年度以降も継続
3	H28.3	固定資産税の税率引下げ(1.68→1.58%)の対応決定 ・町営入浴施設の入浴料改定の方針決定(町内者分) ・ごみ収集体制の見直しの方針決定 ・入湯税納期内納付事務取扱交付金廃止の決定など	28年7月から実施 29年4月、30年4月の2段階で改定 27年度で廃止(1年前倒し)
4	H28.4	「箱根町のわかりやすい予算」の作成	29,30年度も継続して作成
5	H28.7	「行財政運営を考える町民会議」の設置	
6	H28.12	「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定	29年10月一部使用料改定
7	H29.3	「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編・整備計画(第1期)」の策定	
8	H29.4	「ごみ処理手数料の見直し」	事業系一般廃棄物及び持込みごみ有料化
9	H29.7	「行財政改革有識者会議」の設置	
10	H29.9	「第6次総合計画前期基本計画実施計画」及び「中長期財政見通し」の策定	
11	H29.11	「行財政運営を考える町民会議」から提言書受領	28年7月～29年11月で9回開催
12	H30.1	「町の経済と財政を考える集い」の開催	
13	H30.3	「行財政改革アクションプラン」の中間見直し	
14	H30.5	「行財政改革有識者会議」から提言書受領	29年7月～30年5月で8回開催

(2) 行財政改革アクションプランの推進

27・28年度の実績により、8億円の財政健全化効果がありました。

【図表2】行財政改革アクションプランの取組実績

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度		合 計	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績
効果額 計	2	332	103	468	105	800

出典：行財政改革アクションプラン(平成29～34年度)

【※】取組結果の内容は、資料編1ページ「行財政改革アクションプラン(平成27,28年度の実績)」のとおり。

(3) 行財政運営を考える町民会議からの提言書の受領

町財政の現状や歳入確保・歳出削減などの取組みを説明したうえで、将来に向けてどうあるべきか。安定的な行財政運営をするにはどうすべきかについて、町民や事業者から幅広く意見を伺うことを目的とし、約1年半で9回会議を開催し熱心に意見交換をしていただいた結果、平成29年11月に提言書を提出していただきました。



委員は、コミュニティ、福祉、観光、建設、教育関係の団体推薦及び公募による15名で構成

【※】町民会議の提言書は、資料編3,4ページ「箱根町の今後の行財政運営に関する提言書(概要版)」のとおり。

(4) 町の経済と財政を考える集いの開催

横浜国立大学の先生による町の経済に関する講演、行財政運営を考える町民会議委員による提言内容の発表、町の行財政改革の取組みや中長期財政見通しを説明したうえで、参加されたみなさんで意見交換を行いました。



平成30年1月開催 36名参加

(5) 行財政改革有識者会議からの提言書の受領

これまで町の行財政改革に係わっており、過去の経緯や現在の状況を熟知している大学教授等からなる6名の有識者により、約1年間で8回にわたり各専門分野を活かして深い議論をお願いした結果、平成30年5月に長期も見据えた財源確保策の提言をいただきました。



委員は、行政学、地方財政、租税法、地域経済が専門の大学教授等による6名で構成(1名欠席)

【※】有識者会議の提言書は、資料編5,6ページ「平成31年度以降の財源確保策について(提言)」のとおり。

2 財政の現状（財政の逼迫要因）

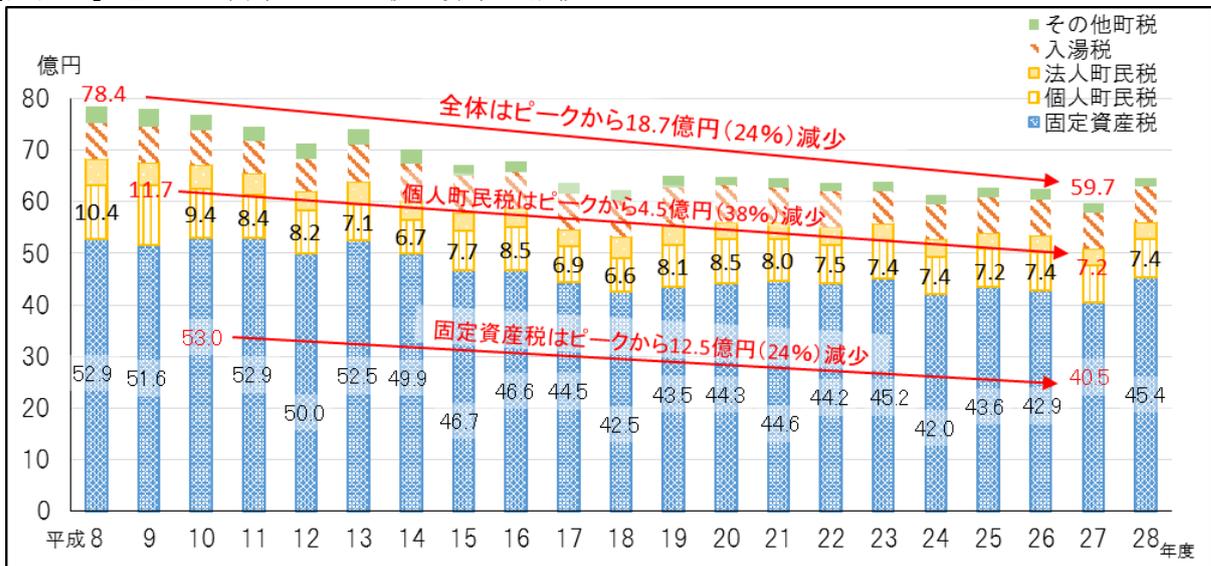
本町の財政は、一般的に思われているイメージ（＝裕福）とは異なり、大変、厳しい状況にあります。この要因は、平成 27 年 7 月の財政状況説明会や箱根町のわかり易い予算などで説明していますが、その後の推移を加えても、傾向自体は大きく変化していません。

（1）町税収入の著しい減少

町税収入は、ピーク時と比較して約 19 億円、減少しています。

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の 7 割を占める町税収入は平成 8 年度の 78.4 億円をピークに、平成 27 年度には 59.7 億円と 18.7 億円もの減収となっています。減収額のうち固定資産税が 12.5 億円、個人町民税が 4.5 億円と 9 割以上を占めています。

【図表 3】過去 20 年間の主な町税決算額の推移

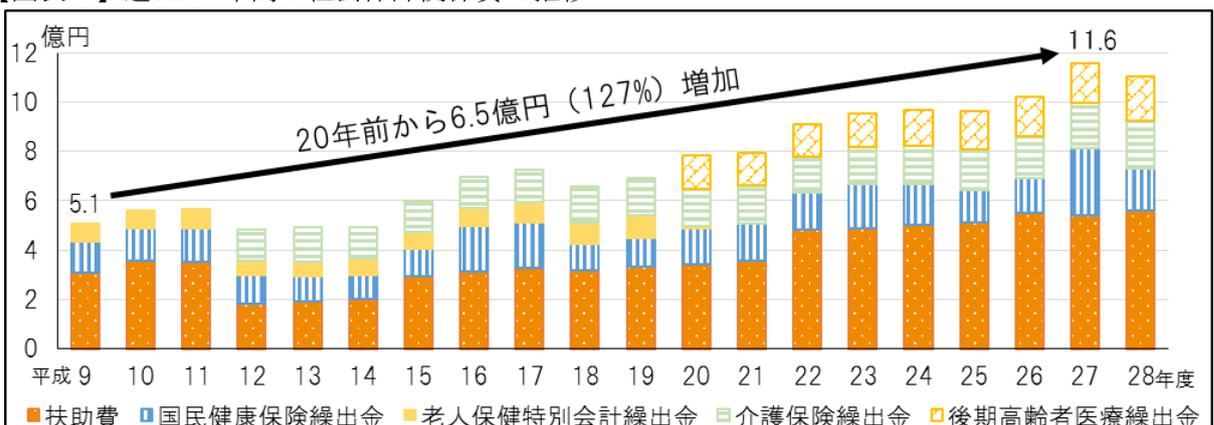


（2）社会保障関係費の増大

社会保障関係費は、20 年間で約 2.2 倍に増加しています。

全国的に障がい者福祉費や子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。特に医療の高度化や高齢者の増加に伴い、医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金は増加しています。

【図表 4】過去 20 年間の社会保障関係費の推移



(3) サービス水準の向上・維持のための経費の増大

行政として取り組まなければならないこと、
町民の皆さまが求めるサービスを着実に実施してきました。

本町はこれまで、子育て支援や教育など町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展、さらに、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

【※】詳細は、資料編 7 ページ「観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス、主な施設整備と事務事業」のとおり。

(4) 財政調整基金の残高不足

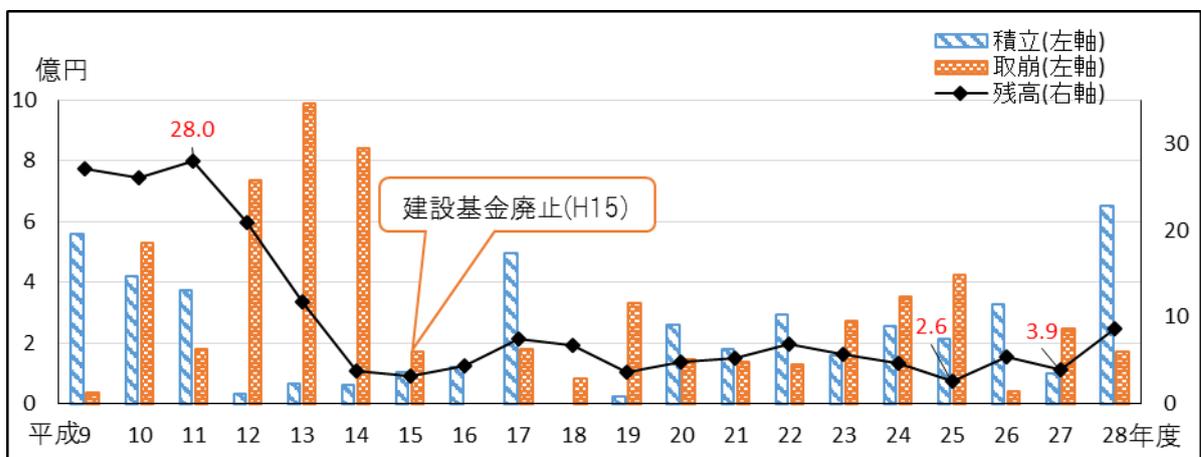
町税収入などの減少に伴い基金を取り崩してきたため、
残高が依然として不足しています。

平成 11 年度の 28 億円から平成 27 年度には 3.9 億円と約 7 分の 1 に減少しました。これは、町税の落ち込みや除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたためですが、特に平成 23 年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩しを行ったため基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成 28 年度は、当初プランでの積立目標である当初予算での 5,000 万円の積立での実施に加え、ふるさと納税寄付分などを積立させたことにより、8.7 億円まで残高が回復しています。

しかしながら、本町では、平成 27 年度の大涌谷火山活発化を踏まえた災害への備えや、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図っていく必要があります。

【図表 5】過去 20 年間の建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



3 行財政改革の今後の取組みについて

(1) 行財政改革アクションプランの中間見直しについて

平成 27 年 9 月に策定したプラン（当初プラン）では、これまでの未達成項目や引き続き改革すべき項目を集中して取り組むとともに、従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標とし積極的に取り組んできました。

その後、平成 28 年度には、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、平成 29 年度からは、「箱根町第 6 次総合計画」が新たにスタートするなど、本町を取り巻く状況は、大きく変化しているなか、当初プランは、策定時から第 6 次総合計画のスタートにあわせプランの見直しを計画に位置付けていたことから、当初プランを継承しつつ、プランの刷新を行い、より一層の行財政改革の推進を図ることしました。

(2) 基本理念と基本方針

基本理念

持続可能な行財政運営の実現に向けた改革

基本方針 1	将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換（量の改革）
重点項目	①健全な財政運営、②負担の適正化 ③自主財源の確保、④町有財産の適正管理
基本方針 2	時代の変化に即応する行政サービスの提供（質の改革）
重点項目	⑤行政サービスの質の向上、⑥事務事業の見直し ⑦民間活力の活用、⑧公共施設のマネジメント
基本方針 3	社会経済構造の変化に適応するまちづくり（活力ある社会の形成）
重点項目	⑨人口減少高齢化への対応、⑩災害への備え ⑪医療体制の整備、⑫子育て環境の充実
基本方針 4	行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践（意識の改革）
重点項目	⑬協働のまちづくり、⑭積極的な情報発信と情報共有 ⑮行政組織の効率化、⑯自立型の人材育成

財政構造の早期転換を実現した上で、よりメリハリのある歳出削減・歳入増加（量の改革）の取組みを継続して実施することで拡大する歳入歳出差引額への対応を図るとともに、必要性の高い行政サービスを着実に実施することでその質を改善（質の改革）し、第 6 次総合計画で掲げた主たる課題を解決する（活力ある地域社会の形成）ことにより、持続可能な行財政運営の実現を目指します。そのために、職員の意識改革と、あらゆる主体との協働のまちづくりを実現します。（意識の改革）

計画期間

平成 29～34 年度の 6 年間（平成 27,28 年度で現行プランを終了。継承しつつ刷新）

(3) 重点項目と推進項目

新プランでは、16の重点項目のもと76の推進項目に取り組むものとしており、重点項目と主な推進項目の一覧は、次のとおりです。

	重点項目	推進項目例
基本方針1	① 健全な財政運営	○財政調整基金の残高確保、○介護給付費適正化 ○温泉特別会計事業経営戦略の策定と運営の見直し
	② 負担の適正化	○固定資産税不均一課税(国際観光ホテル整備法)の見直し ○使用料・手数料の見直し
	③ 自主財源の確保	○財源確保策の検討、○償却資産の申告内容調査 ○町税の徴収率の向上
	④ 町有財産の適正管理	○すすき草原駐車場協力金等による有料化の検討 ○未利用土地の有効活用
基本方針2	⑤ 行政サービスの質の向上	○コンビニ交付サービス導入の検討 ○119番通報受信時多言語通訳サービス導入
	⑥ 事務事業の見直し	○ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進 ○観光案内所のあり方を見直し、○払込通知書の廃止
	⑦ 民間活力の活用	○窓口業務の民間委託導入の検討 ○水道事業の包括委託導入の検討
	⑧ 公共施設のマネジメント	○公共施設の計画的な再配置
基本方針3	⑨ 人口減少高齢化への対応	○定住化の促進 ○高校生への電車・バス共通定期券の導入検討・実施
	⑩ 災害への備え	○民間活力を利用した防災情報発信の検討 ○災害時の応急給水方法の見直し
	⑪ 医療体制の整備	○町内の医療環境整備
	⑫ 子育て環境の充実	○子ども子育て支援事業計画の推進 ○子育て世代包括支援センターの開設・運営
基本方針4	⑬ 協働のまちづくり	○活力あるまちづくり支援事業の見直し ○老人クラブの活性化、○箱根町H0T21観光プランの推進
	⑭ 積極的な情報発信と情報共有	○町の財政状況等に関する広報の改善 ○パブリック・コメント等意見聴取制度の推進
	⑮ 行政組織の効率化	○行政組織機構の見直し、○テレワークの検討 ○共通事務及び簡易事務の集約化
	⑯ 自律型の人材育成	○職員の人材育成、○組織の生産性向上 ○学校業務改善プランの策定

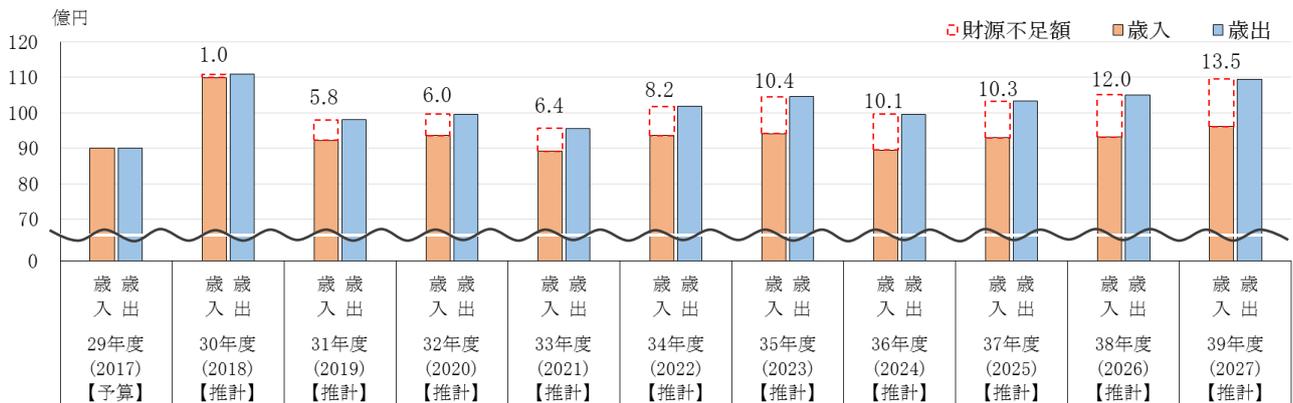
4 中長期財政見通しと今後の財源不足額について

(1) 中長期財政見通し

今後の財政見通しとして、推計期間を平成 30 (2018) 年度～39 (2027) 年度とする中長期財政見通しを作成しました。(調査時点：平成 29 年 6 月)

中期 (平成 31～35 年度) では約 7.4 億円、長期 (平成 36～39 年度) では 11.4 億円もの歳入不足が見込まれ、極めて厳しい見通しとなっています。

【図表 6】中長期財政見通し (平成 30～39 年度)



(単位：百万円)

区分	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	見通し
歳入計	10,991	9,220	9,358	8,921	9,361	9,408	8,952	9,299	9,319	9,607	↘↗
歳出計	11,090	9,798	9,960	9,564	10,187	10,445	9,954	10,325	10,515	10,949	↘↗
歳入歳出差引額	-100	-578	-601	-643	-826	-1,037	-1,001	-1,027	-1,196	-1,342	↗

→ 9頁の【図表8】へ

→ 13頁の【図表14】へ

見通しの凡例	↘↗	増減あるが減少の見通し	↘↗	増減あるが増加の見通し	↗	ほぼ一貫して増加する見通し
--------	----	-------------	----	-------------	---	---------------

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の超過課税が平成30年度で終了し、町税全般に関しては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や徴収対策の強化により微増するものの、人口減少の傾向は変わらないため、平成33年度以降は横ばいから減少と見込んでいます。 公共施設の更新や新たに必要となる事業の建設地方債が増加傾向であり、歳入総額は毎年度平均約94億円で推移する見込みです。
歳出の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会保障関係費等の増加に伴い、特別会計への繰出金や福祉関係の扶助費が増加傾向となります。 投資的経費は、公共施設の更新などへの着実な対応を図る必要があることから、起債が充てられる部分は全て充当したうえで事業費総額が10億円を超える大規模改修等を毎年のように見込んでおり、歳出総額は毎年度平均約102億円で推移する見込みです。
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

【※】中長期財政見通しの概要は、資料編 9,10 ページ「中長期財政見通し(平成 30～39 年度)」のとおり。

(2) 行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果額

新たな行財政改革アクションプランの実施により、収支改善に寄与するものを年度別に集計しました。

収支改善効果額は、6年間で約10億円を見込んでいます。

【図表7】年度別の収支改善効果額

(単位：百万円)

区 分	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	合 計
収支改善効果額	42	58	177	223	244	258	1,002

(注) その他効果額(毎年度の収支改善に直接寄与しないもの)を加えた、財政健全化効果額は、6年間の合計で13億円となります。

【※】今後の取組内容は、資料編2ページ「行財政改革アクションプラン(平成29～34年度取組内容)」のとおり。

(3) 財源不足額

平成31年度以降、約5億円/年の財源不足が見込まれるため、
今後も財源確保の必要があります。

【図表8】年度別の財源不足額(中期)

(単位：百万円)

項 目	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	平 均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額(8頁参照) ①	△ 578	△ 601	△ 643	△ 826	△ 1,037	△ 737
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	177	223	244	258	258	232
財源不足額 [③ = ① + ②]	△ 401	△ 378	△ 399	△ 568	△ 779	△ 505

(注) H35の収支改善効果額は、H34の効果額がそのまま継続するものとして集計しています。

中長期財政見通しにおいて、固定資産税超過課税の終了後、平成31年度以降の歳入歳出差引額は、平成35年度までの5年間の平均で約7億3,700万円となっています。行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額は、平成31年度から平成35年度までの平均で約2億3,200万円となっています。

この中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、新プランの収支改善効果額を加味した財源不足額を算出したところ、平成31年度から平成35年度までの5年間の平均で約5億500万円の不足が見込まれています。財源不足額の規模が大きいため、今後も何らかの財源確保策を実施しないと、現行の行政サービス水準を維持できない状況にあります。

5 財源不足に対する町の考え方

今後見込まれる財源不足額は年平均約5億円と規模が大きいため、各税目について改めて検討しました。

(1) 各税目の検討結果

平成27年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果(図表10・相対的評価)をもとに、改めて『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点で具体的に実施が可能か詳細に検討しました。

検討対象

個人・法人町民税、固定資産税、入湯税、都市計画税、別荘等所有税、宿泊税
(検討方法)

今回の検討結果における各税目の実施可能性は、図表9のとおりですが、検討結果については、外部有識者が構成員である行財政改革有識者会議において、妥当性等について意見を伺っているものです。

【図表9】実施可能性の検討結果

	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)別荘等 所有税	7)宿泊税
実施可能性	△	△	○	▲※1	×	×	▲※2

【凡例】○…実施可、△…実施可(条件有)、▲…現状では実施困難、×実施困難

※1 入湯税は、35年度過充当の恐れがあり現状で実施困難。

※2 宿泊税は3年程度の検討期間が必要。

【※】各税目の検討結果の概要は、資料編8ページ「各税目の検討結果」とおり。

【図表10】(参考)平成27年度の新財源確保手法の評価一覧(相対的評価)※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	-※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	-※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13点	12点	16点	14点	11点	7点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い(3点) ○：ある程度適性がある(2点) △：適性が低い(1点)

なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため、評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

(2) 財源確保策の検討結果（中期）

固定資産税の超過課税の継続(5年間)が最も望ましいと考えています。

今回行った各税目の導入可能性の検討結果をもとに、中期（平成 31〔2019〕～35〔2023〕年度）の財源不足額約 5 億円／年を確保するために考えられる手法として 3 つの案を検討した結果、「単独税目案（固定資産税超過課税の継続）」が最も望ましいと考えています。

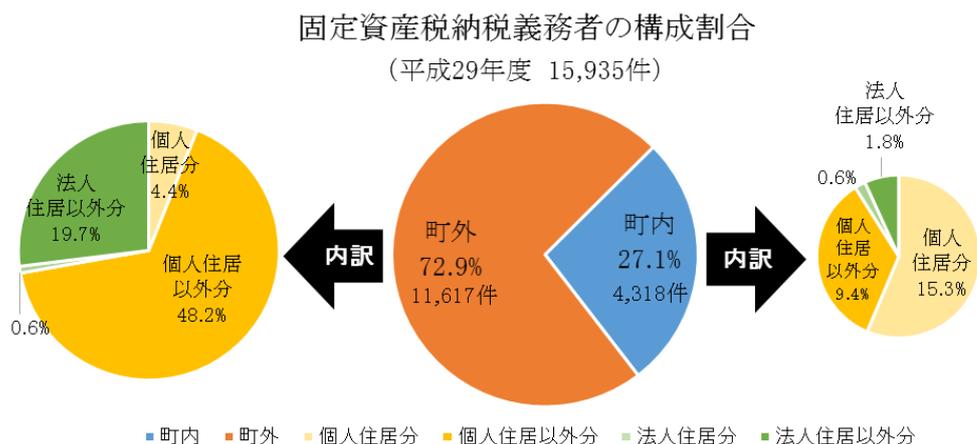
【図表 11】財源確保策

財源確保策	実施手法
単独税目案	固定資産税超過課税の実施（継続）
複数税目案①	固定資産税と町民税（個人と法人）超過課税の実施
複数税目案②	固定資産税と町民税（法人）超過課税の実施

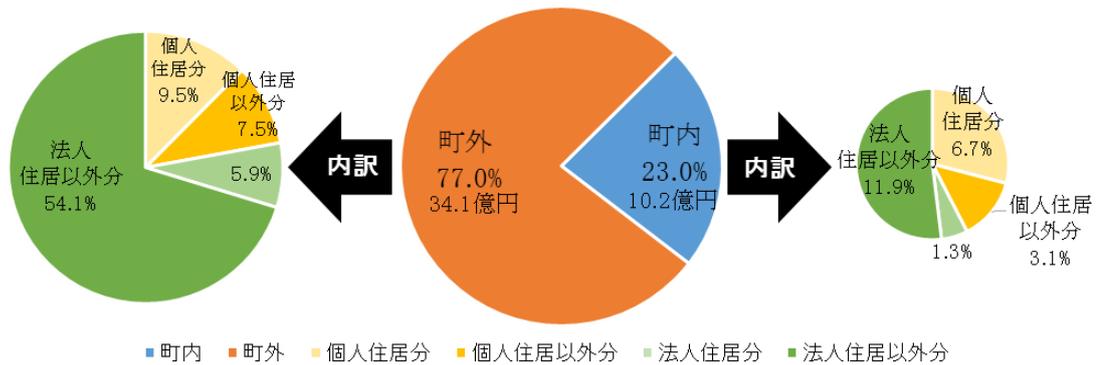
（理由）

- ・財源確保の必要性は、前回と同様に町税の著しい減少ですが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費となります。
- ・また、山岳地形等を要因とする 4 出張所の配置や小中高校生への通学支援など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられます。
- ・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では 3 : 7、さらに税額では 2 : 8 であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができます。
- ・財源不足額の約 5 億円は、現行税率を引き続き継続することで対応できるものであり、補てん財源の安定性や規模などを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが、最も望ましいと考えました。
- ・実施期間については、他団体の状況や行財政改革有識者会議での意見を踏まえ、『5 年間』とすることを考えています。

【図表 12】固定資産税の構成割合（納税義務者別・税額別）



固定資産税額の構成割合
(平成29年度 44億3,000万円)



【図表 13】 超過課税の適用期間の調査結果 (都道府県・市町村別)

(都道府県の状況)

区 分	超過課税の適用期間 (団体数)							備 考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
森林・水源環境税 (※1)	37 (100%)	0	1 (3%)	28 (75%)	0	1 (3%)	7 (19%)	なしの内訳(※2) 5年目途：6団体 4年目途：1団体
道府県民税 法人税割	46 (100%)	1 (2%)	1 (2%)	44 (96%)	0	0	0	未実施：静岡県
法人事業税	8 (100%)	2 (25%)	0	5 (63%)	0	0	1 (12%)	なしの内訳 1団体：東京都

出典：「森林吸収現対策税制に関する検討会報告書 (H29.11)」・「平成29年度法人住民税・法人事業税税率一覧表(H29.9)」をもとに作成

※1 森林・水源環境の保全等を目的とした超過課税で次の税目が対象であるもの。

[道府県民税個人均等割 (37団体)・所得割 (1団体)・法人均等割 (35団体)]

※2 適用期間の定めはないが、附則で見直し規定を定めているもの。

(市町村の状況)

区 分	超過課税の適用期間 (団体数)							備 考	
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし		
神奈川県内	横浜市みどり税 (※3)	1 (100%)	0	0	1 (100%)	0	0	0	
	市町村民税 法人税割 (※4)	25 (100%)	0	0	1 (4%)	0	0	24 (96%)	5年：中井町
全国	固定資産税	153 (100%)	1 (0.6%)	0	1 (0.6%)	1 (0.6%)	0	150 (98%)	3年：箱根町 5年：三重県名張市 7年：岩手県北上市

出典：各市町村HP (例規集) をもとに作成

※3 横浜市みどり税は、市民税個人・法人均等割の超過課税であるもの。

※4 市町村民税法人税割は、全国の対象団体が997団体あるため、県内の状況のみ調査したもの。

(3) 財源確保策の検討結果（長期）

財源不足の拡大が見込まれるため、引き続き財源確保の必要があります。

（固定資産税の超過課税の継続・宿泊税の導入に向けた検討）

長期（平成 36〔2024〕～39〔2027〕年度）の財源不足額は、中期の5年平均5億500万円から3億7,900万円も拡大し、8億8,400万円となる見込みのため、中期だけではなく長期的な財源確保策への対応も念頭に置きながら、検討する必要があります。

【図表 14】 年度別の財源不足額（長期）

（単位：百万円）

項 目	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	平 均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額（8頁参照） ①	△ 1,001	△ 1,027	△ 1,196	△ 1,342	△ 1,142
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	258	258	258	258	258
財源不足額 [③=①+②]	△ 743	△ 769	△ 938	△ 1,084	△ 884

この対応として行財政改革アクションプランの着実な実施とともに「持続可能な財政運営手法の確立」に向けた検討などを行いますが、財源不足は継続して生じることが想定されます。

また、今回、様々な税目の実施可能性について検討しましたが、固定資産税と宿泊税以外は、一定規模の財源確保が見込めません。

他の観光地所在市町の課税状況を見ると、図表 15 のとおり、他市町では都市計画税や法定外税など標準税率に加えて何らかの課税をしており、比較すると本町の税負担は高いとはいえないことから、固定資産税超過課税という財源確保策は、この5年間のみならず、当面の間、継続しつつ、長期の財源不足への対応として宿泊税の導入に向けた検討を進めていく必要があると考えています。

【図表 15】 観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (H28,3カ年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.41
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.06
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.72
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.46
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	※1	-	0.76
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.62
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.83
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.52
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.92
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.76
京都市	標準	11.9%	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.81
出雲市※2	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.52
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	※3	-	0.57

出典：各市町ホームページ・総務省決算カード

【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。

(均等割の制限税率…標準税率の1.2倍、法人税割…標準税率9.7%・制限税率12.1%)

(草津町)※1 宿泊料金 6000円超…150円、6000円以下…100円、修学旅行の高校生…50円、日帰り・休憩…50円

(出雲市)※2 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(別府市)※3 宿泊料金又は飲食料金 4501円超…150円、2001～4500円…100円、2000円以下…50円、娯楽施設を有する鉱泉浴場…50円

なお、平成31年3月までに入湯税の超過課税を実施する方針が決定し、現在、実施に向けた手続きを行っている。

町の取組みは、ホームページで詳細をお知らせしておりますのでご参照ください。

【財源確保に向けた取組みについて】

「ホーム」→「行政情報」→「政策」→「財源確保に向けた取組み」

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,0,56,208,html>

<問合せ先>

企画課 (行財政改革・財源確保策に関すること)

財務課 (財政状況に関すること)

<電話>

0460-85-9560

0460-85-9563

■財源不足に対する町の考え方 (平成30年7月作成 第1版) ■

編集・発行：箱根町企画観光部企画課・総務部財務課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256